

発議第2号

適正な予算編成に努めることを求める決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月27日提出

東伊豆町議会議長 笠井 政明 様

提出者 東伊豆町議会議員

鈴木伸和

賛成者 東伊豆町議会議員

西塚寿男
山田豪彦
栗原京子
福景義仁
内山慎一
須江 裕二
柳山輝雄
定居利子
山田直志

適正な予算編成に努めることを求める決議

当初予算確定後に編成される補正予算は、国、県の補助金・負担金・交付金等の確定や法令改正等のやむ得ないもの、物価変動等の経済事情の変化、災害等緊急を要するもの等が挙げられる。議会では、当局より示された補正予算案に対しては、補正しても当初予算の骨格が保たれているか、財政事情が悪化することはないか、その理由に正当性があるか、補正の時期が適正か、予算の積算に誤りはないか、といった点に十分留意して審査をしている。

しかしながら、本定例会に示された「令和6年度一般会計補正予算（第6号）」において、前回補正時と同様に当初予算への計上漏れ、法令等に対する認識不足等の理由で補正する内容が多々みられた。これらは予算編成時におけるミスを防ぐための組織としての危機感の低さやチェック体制の甘さに起因しているとも捉えられ、背景には前例踏襲の習慣や、作業慣れによる思い込みやチェック不足、職場全体の認識・知識不足、事業内容に対する理解不足など、組織全体の問題と考える。

よって、今後の予算の編成全般に当たっては、限りある財源の中で、町民生活の向上、よりよい町政の執行に向けての計画であることを十分理解したうえで、町全体として組織的に是正し、十分なチェック体制のなかで適正に努めることを求める旨を決議する。

以上、決議する。

令和6年9月27日

東伊豆町議会